

平成 22 年 4 月

「競争的資金の使用ルール等の統一化」に関するアクション・プラン（案）

内閣府

競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を行い、使用する研究者や担当者の負担の軽減を図るとともに、研究資金の効果的・効率的な活用と研究資金の不正使用の防止を進める。

I. 競争的資金の経費種類により発生する制約の解消について

現在、政府の競争的資金は、制度により、補助金、委託費、独立行政法人運営費交付金等の経費により措置されているため、経費により資金を使用する際に準拠すべき法制度等が異なっており、そのことが競争的資金の使用ルール等の統一化を困難としている要因となっている。

第 3 期の科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）では、「競争的資金の配分機能を独立した配分機関へ移行させることを基本とし、方針が定まっている制度は着実な移行を進めるとともに、方針が定まっていない制度は実態を勘案しつつ早期に結論を得て適切に対応する」とされている。競争的資金制度のルール等について区々である現状を改善するに当たっては、この方針に沿って、国の委託費や補助金として措置されている競争的資金については、その制度の趣旨・目的に照らし合わせ、可能なものについては配分機関へ移行させ、複数年契約を含めた弾力的な資金運用を実現させることが求められる。

昨年度から運用が開始された「最先端研究開発支援プログラム」を実現している「基金」については、研究資金の効果的・効率的な活用の観点からも有効な新たな取り組みであり、今後このような基金制度の一層の活用が期待される。

現在、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月閣議決定）に基づき独立行政法人制度の抜本的な見直しが予定されており、また、資金配分法人を含めた研究開発法人について、その機能強化のための検討が行われているところである。このアクション・プランは、これらの動きについても十分勘案して推進することとする。

Ⅱ．競争的資金の使用ルール等の統一化に向けた課題の現状と改善の方向性について

競争的資金の使用ルール等の統一化に向けたこれまでの検討では、要望の強いものとして、①費目構成の統一化、②繰越手続きの簡略化・弾力化、③費目間流用ルールの統一化、④実績報告書の提出期限の統一化、⑤研究費の合算使用、⑥間接経費の使途、などの個別課題がある。

以下にこれらの諸課題の現状と改善の方向性を示す

(注)

上記Ⅰのように競争的資金の中には、国からの委託費も含まれている。この経費は、国が本来は実施する研究を、特定の研究機関に委託して代わりに行わせる場合に、その反対給付として支出されるものである。したがって、国からの委託費は、補助金による研究資金のように研究者への財政支援の性格を有するものではなく、委託契約も、通常は研究者個人とではなく、大学などの研究機関と結ぶものである。また、国からの委託費にかかる使用ルールも、物品の調達と同じように、国との契約内容を受託機関に、いかに目的通り適切に遂行してもらうかということを念頭に定められている。

1. 費目構成の統一化

○ 現状

各競争的資金制度ごとに、費目構成の区分が区々である。

○ 改善の方向性

- ・ 経費は「直接経費」、「間接経費」、「再委託費・共同実施費」の3つの区分とする。
- ・ 直接経費の区分は、「研究費の効果的活用に向けた勉強会」※での成果を踏まえ、「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」及び「その他」の4つの費目を基準とする。なお、制度により更なる簡素化を行うことを妨げるものではない。
- ・ 「物品費」には設備備品費、消耗品費、「人件費・謝金」には人件費、謝金が計上されるものとする。また、「その他」には例えば、外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水費、諸経費、消費税相当額などが計上されるものとする。

※ 研究費配分機関と研究費受入機関の関係者が参集し、研究資金ルールの簡素化・標準化等の改善提案を行う任意の勉強会

費目構成の統一化案

	大項目	中項目
直接経費	物品費	設備備品費
		消耗品費
	人件費・謝金	人件費
		謝金
	旅費	旅費
	その他	外注費
		印刷製本費
		会議費
		通信運搬費
		光熱水料
		その他（諸経費）
消費税相当額		
間接経費		
再委託費・共同実施費		

2. 繰越手続きの簡略化・弾力化

○ 現状

国の補助金による研究費は、単なる残額を除き、明許繰越の手続き（各省各庁の長が、予算執行上やむを得ない事由がある場合においては、財務大臣の承認を得る（財政法第43条の3））を経ることにより、年度内に使用し終わらなかった経費を不用とせず、翌年度に繰り越して使用することができる。

研究を効果的に行い、研究費をより効率的に使用するためにも、繰越しの要件に合致する場合には、積極的に翌年度への研究費の繰越し制度を活用することが効果的である。

繰越に関しては、昨年10月には、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）において、繰越制度の一層の活用に向け、更なる取組みを行う旨の方針が示された。これを踏まえ、科学研究費補助金については、研究者が提出する資料の簡素化（研究者が提出していた3種類の資料を1種類に集約）が図られた。

他方、現状の独立行政法人の運営費交付金による研究費は、補助金と異なり当該独立行政法人の承認により繰越が可能であるが、中期計画期間（5年程度）をまたぐ繰越は行われていない。これは、中期計画終了後は、独立行政法人の存続を含めて評価が行われるため、中期計画をまたぐ複数年契約およびそれに伴う繰越も行わないという取扱いが資金配分を行う独立行政法人内でなされているためである。この点については、平成18年6月に総務省行政管理局より「次期中期目標期間への積立金の繰越について」の通知がなされている。そこでは、積立金は原則国庫納付するものであるが、「競争的資金制度の円滑な運営のために、研究資金の繰越を行う合理的理由がある場合」については、次期中期計画期間に繰り越すことができるとされている。また、繰り越すことができる主な事例として、「競争的資金の配分を受けた研究開発を行う機関において、当初予測し得なかったやむを得ない事由に基づいてその研究計画に変更が生じ、当中期計画期間中の完了が困難になったために、競争的資金配分機関において次期中期計画期間への繰越が必要になる場合」が例示されている。

○ 改善の方向性

- ・各競争的資金制度においては、まずは、科学研究費補助金の事例を参考に、繰越に必要な書類の簡素化を図ることとする。あわせて繰越に必要な書類の標準化についても各競争的資金制度横断的に検討する。
- ・すべての資金制度において、繰越制度の周知を行う。応募要領等には繰越について明記する。
- ・独立行政法人の運営費交付金による研究費については、現在進められている独立行政法人制度の抜本的な見直し及び研究開発法人の機能強化のための検討結果を踏まえて、対応する。

3. 費目間流用ルールの一統化

○ 現状

費目間流用については、一定範囲までの流用は、研究費を配分する府省や独立行政法人の承認を経ずに可能となっている。

しかし承認なしで流用が可能な範囲は、各制度で異なっている。

流用の範囲を直接経費総額の一定割合とする制度と、各費目ごとの予算額の一定割合とする制度の2つに大別される。

また、その一定割合も10%以内～50%以内までと区々である。

費目間流用ルールの現状

(例)	JSPS 科学研究費補助金	JST 戦略的創造研究推進事業	厚生労働省 厚生労働科学研究費補助金	医薬基盤研究所 保健医療分野における基礎研究推進事業
現状	直接経費総額の50%未満は手続き不要	直接経費総額の50%までは手続き不要	直接経費総額の20%までは手続き不要	直接経費総額の20%までは手続き不要
備考	直接経費総額の50%の額が300万以下の場合には300万まで	直接経費総額の50%が500万に満たない場合には500万まで	20%を超えて変更する場合には厚生労働大臣の承認が必要	20%を超えて変更する場合には厚生労働大臣の承認が必要

○ 改善の方向性

費目構成について、上記1.のように統一化を図ることに伴い、費目間流用のルールについても、流用可能な範囲を、各費目ごとの予算額をベースにするのではなく、各競争的資金において、直接経費総額の一定割合とすることとする。

なお、この一定割合については、1件あたりの配分額の大きい研究資金では、仮に一律50%と定めると、かなり大きな金額が研究機関の判断で流用できるということになり、申請時の計画と大きく異なるという場合も想定されることから、その割合については、研究資金の規模や資金の目的（研究者の自発性に重点を置く資金か、国や配分機関の課題設定に応じた研究を求める資金か、など）を踏まえて、適切な範囲内で国や配分機関が決定するものとする。

4. 実績報告書の提出期限の延長

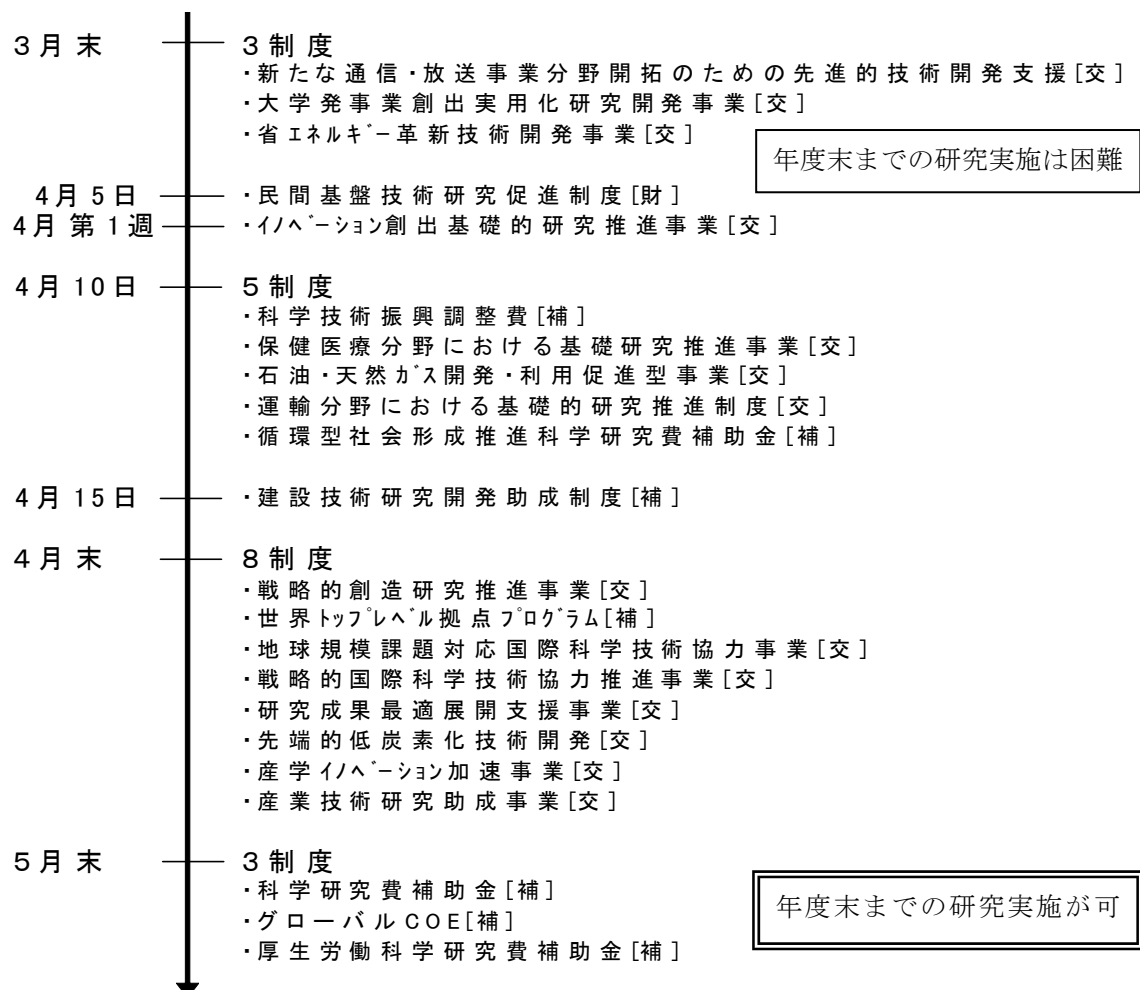
○ 現状

研究に関する報告書の提出期限は、多くの競争的資金制度では、当該年度末もしくは次年度当初となっている。特に補助金事業については、補助事業等実績報告書の提出期限が、翌年度の4月10日までと、各府省の連絡会議で決定されており、これを踏まえて、補助金による研究費の実績報告書は多くの場合4月10日までの提出期限とされている。

これについては、年度末まで研究を実施するために、実績報告書に係る提出期限を延長するよう、研究者より要望が寄せられている。補助金事業でも、科学研究費補助金は実績報告書の提出期限が5月末になっており、厚生労働科学研究費補助金についても5月末に期限を延長したところである。

また、委託費については、会計年度内に受ける給付が完了したことを確認する必要があるため、実績報告書の提出期限もこれに基づいて定められている。

<実績報告書提出期限>



(注) 【補】…補助金、【交】…運営費交付金、【財】…財政投融资

○ 改善の方向性

補助金については、三つの実例もあることから、研究期間内は研究者が研究に専念できるよう、実績報告書など必要な報告書の提出期限を5月末までと統一化することを目指す。

また、独立行政法人の運営費交付金による研究費については、現在進められている独立行政法人制度の抜本的な見直し及び研究開発法人の機能強化のための検討結果を踏まえて、対応する。

5. 研究費の合算使用

○ 現状

複数の研究資金を合算して、研究に必要な装置や備品を購入し、複数の制度で共用する仕組みは、各々の研究費がどのように使用されているかが曖昧となり、交付決定の通りに資金が使用されているのか確認することが困難となるおそれがあるため、研究者からのニーズは高いが、なかなか実現が困難な課題となっている。

そのため、合算をルールとして認めている上記の競争的資金制度は多くはないが、次のような範囲で合算を認める制度も存在する。

- 旅費について、他の事業の用務とあわせて1回の出張を行う場合で、本事業との経費を区分できる場合

例)	科学研究費補助金	補助事業に係る用務と他の用務とをあわせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費に使用することは可能。
	グローバルCOEプログラム	補助事業に係る用務と他の用務とをあわせて1回の出張をする場合において、補助事業と他の経費の使用区分を明らかにする場合は、支出することが可能。
	イノベーション創出基盤的研究推進事業	合理的な按分方法により本事業に係る金額を算出することが経理的に明確に区分できる場合は合算使用が可能。
	産業技術研究助成事業	使用区分を明確にすることを前提に他の経費（使途に制限のある経費は除く）との合算使用が可能。

- 物品費について、他の事業の用途と合わせて1個の消耗品（1ダースなども含む。）を購入する場合で、本事業との経費を区分できる場合

例)	科学研究費補助金	補助事業に係る用途と他の用途を合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用することは可能。
	戦略的創造研究推進事業	消耗品を購入する場合であって、本事業と他の事業との間でその使用区分を明確にした上で、その区分に応じた経費を合算し、一括して消耗品を購入することは可能。

➤ 大学の運営費交付金など使途に制限のない経費との合算使用を認める場合

例) 地球規模課題対応国際科学技術協力事業	本事業の直接経費に使途に制限のない経費（自己収入、運営費交付金、寄付金等）を加えて本事業に使用することは可能。
戦略的創造研究推進事業	本事業の直接経費に使途に制限のない経費（自己収入、運営費交付金、寄付金等）を加えて本事業に使用することは可能。
保健医療分野における基礎研究推進事業	本事業以外の目的に使用しないことを前提として、「備品」、「借料及び損料」について、使途に制限のない経費（自己収入、運営費交付金、寄付金等）を合算することが可能。

なお、委託費については、委託事業によって得られた財産を国に引き渡さなければならないため、他の経費と合算して一定の資産価値を有する物品を購入することは困難となっている

○ 改善の方向性

合算使用については、ルール化していない制度が多数あるが、まず一部の制度で認められている上記の合算使用のルールを他の競争的資金制度において取り入れることとする。

実質的な合算使用を可能にする方策としては、まずは、研究機関が研究者のニーズの強い装置を自ら購入し、複数の資金を対象に適切な使用料規程を策定することにより、別々の研究費からの使用料の支払いを認めるという取扱が考えられ、この制度の取り入れを推進する。

上記以外の合算使用の推進については、ニーズの強いものから合算使用のバリエーション展開を図ることとする。

6. 経費の使途に関する確認

(間接経費)

間接経費の使途については、平成 13 年 4 月の「競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ」で、間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当するとされた。

この申し合わせでは間接経費の使途について例示もされ、そこでは、○管理部門に係る経費、○研究部門に係る経費に区分して示され、研究部門に係る経費としては、「研究部門に共通的に使用される物品等に係る経費」や、「当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費」も間接経費の使途として示されている。そこでは、さらに具体的に、研究者・研究支援者の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費が例示されている。

各競争的資金においては、この申し合わせを踏まえて間接経費の使途が示されている。

間接経費は、各研究機関の長の責任に下で公正・適性かつ計画的・効率的に使用するべきものである。研究機関の長は、間接経費の使途に関する上記の申し合わせの内容を再確認した上で、自らの責任で使途を決定するとともに、研究者には間接経費の趣旨及びその使途を十分に周知し、円滑な活用に努める。

(直接経費)

直接経費は、多くの競争的資金制度については、「研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費」としては使用しないこととされている。したがってこれらの物品を購入するには、研究機関独自の経費（研究機関の長が認めれば間接経費も含まれる）を使用することとなる。これに関連しては、例えばパソコンが直接経費から購入できないとの声が研究者側から聞かれるところである。これはパソコンを上記のように、研究機関で通常備えることが必要な備品ととらえているためであるが、資金を受けた研究に専ら利用するものであれば、パソコンであっても直接経費で購入することが可能なのである。したがって、国や資金配分機関は、直接経費の趣旨に添った取扱を行うとともに、研究者に対しては直接経費の使途について誤解が生じないように、使途に関し十分な周知を行うことが必要である。

7. その他の課題

競争的資金の使用ルール等の統一化に向けた上記以外のニーズとしては、「申請書・報告書フォーマットの統一」、例えば、競争的資金で購入した装置を当該研究に支障のない範囲で、他の研究のためにも利用できるようなするなどの「研究資金で購入した装置などの効率的利用」などがある。

これらの課題についても、現場のニーズを最大限反映出来るよう、統一化に向けた取り組みを進める。

Ⅲ. ロードマップ

このアクション・プランに整理した方針を踏まえ、競争的資金制度を所管する府省は、使用ルール等の統一化を図るものとする。この際、今年度の早い段階で実現可能なものは出来る限り制度改正を進めることとする。

また、使用ルール等の統一化のために、さらに具体的な検討を有する課題については、関係府省が協同して作業を行い、それを踏まえながら、「競争的資金の使用ルール等の統一化」に関するタスク・フォースにおいて、さらに統一化に向けて取り組むものとする。

あわせて、これまで述べた使用ルール等の統一化に向けた取組の現状をフォローし、必要な展開を図るため、今後も同タスク・フォースを定期的に関催するものとする。

なお、独立行政法人制度の抜本的な見直し及び研究開発法人の機能強化のための検討結果に係る事案については、これらの動向を踏まえて可及的すみやかに対応する。

(以 上)